

2026 年度(令和 8 年度) 秋募集

「高等教育の修学支援新制度」募集要項

授業料減免および給付奨学金（日本学生支援機構〈JASSO〉）

1. 制度概要

「高等教育の修学支援新制度」とは世帯の所得状況、扶養する子どもの数により下記のとおり支援が受けられるものです。

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯：授業料減免および日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金
- ・多子世帯：授業料減免

当制度の申込や判定などは全て日本学生支援機構（JASSO）によるオンラインシステム（スカラネット）を利用します。そのため、多子世帯による授業料減免のみ希望の場合も、スカラネットの登録をはじめとする給付奨学金の手続きも必要です。

2. 対象および選考基準

・対象および選考基準を確認したうえで出願してください。当制度の対象および選考基準は学力基準および家計基準または扶養する子どもの人数により審査されます。家計や扶養人数は、マイナンバーの情報で審査されます。

① 学力基準：2026 年 3 月時点での成績

- ・1 年生 高校等での評定平均が 3.5 以上であること。
または十分な学修意欲が確認できること。
- ・2 年生以上 GPA 等が学部における上位 1/2 の範囲に属すること。
または修得単位数が標準以上あり、かつ十分な学修意欲が確認できること。

② 家計基準（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）

収入基準：**2025 年(2025 年 1 月～12 月)の収入に基づく 2026 年度住民税情報により審査**

詳細は下記参照

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html>

資産基準：5 千万円未満

③ 扶養する子どもの人数（多子世帯）

対象者：扶養する子どもの数が 3 人以上いる世帯

収入基準：なし

資産基準：3 億円未満

※扶養人数は出願時点ではなく前年以前の住民税情報です。（2026 年度秋募集：2025 年 12 月 31 日時点）

3. 出願手続きについて

当制度の出願については、全員 3 つの手続きが必要です。

いずれも下表のとおり手続き期間が定められています。期日までに手続きを完了させてください。

	手続き①		手続き②	手続き③
申請手順	出願書類提出 (給付・授業料減免)	→ 手 続 き ① 提 出 後	①スカラネット入力・送信 ②マイナンバー情報入力・送信	「奨学金確認書兼地方税同意書」郵送
期間 (締切日厳守)	10/5(月) ～ 10/9(金)		出願後 ～ 10/20(火)	<u>11/2(月)必着</u>

※奨学金確認書兼地方税同意書は書類提出時にお渡しします。

※出願時に交換留学等により日本国外にいる学生については、別途ご案内しますので期限内にメール (scholarship-co@sophia.ac.jp) でご連絡ください。

4. 出願書類提出先

学生センター⑪番窓口（給付奨学金担当）

※郵送での受付はおこないません。やむを得ない事情がある方はご相談ください。

5. 【手続き①】出願書類の提出について

当制度を希望する学生は、下記両方の必要書類を揃えて申請期間内に提出してください。

授業料減免申請書類			
a	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書＜A 様式 1＞	全員	左記 a～c は、書式をダウンロードした上でデータ入力で作成し、プリントアウトして提出してください。 ダウンロード元： 国による高等教育の修学支援新制度について 上智大学 ウェブプロティ HOME＞奨学金情報＞国による高等教育の修学支援新制度
b	授業料等減免 生活状況報告書	全員	
c	大学等の修学支援の措置に係る学修計画	全員	

給付奨学金申請書類			
①	日本学生支援機構奨学金願書	全員	（給付・貸与共通）1 部
②	【日本高校卒業者】調査書	1 年生および 2026 年 9 月入学者	（給付・貸与共通）1 部 「卒業と記載されたもの（卒業見込みは不可）厳封 出身高校に「高校 3 年間の評定平均値が記載されているもの」と依頼してください
	【海外高校卒業者】成績表と卒業証明書（コピー可）	1 年生および 2026 年 9 月入学者	
	成績通知書	2 年生以上	Loyola からプリントアウトしたもの（画面印刷は不可） Loyola＞成績＞履修成績照会＞過去を含めた全成績＞ファイル出力開始
	出身大学の成績証明書	編入生	
③	・収入関係書類（日本語訳付） ・住民票 or 全部事項証明書	該当者	（給付・貸与共通） ・2025 年（1 月～12 月）に生計維持者が海外に住んでおり、マイナンバーの入力不可の場合
④	在留資格及び在留期間が明記されている証明書	該当者	「在留カード」コピー、その他は窓口で相談
⑤	児童養護施設等在籍証明書	該当者	事前に窓口にて要相談

※申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

- 同時に貸与奨学金も併用出願する人は、貸与奨学金の募集要項でも提出書類を確認してください。
- 共通の書類に関しては、併用出願の場合、1 部のみの提出で結構です。
- 手書きにする場合は、消えない黒のボールペンで記入してください。授業料減免に関する書類は全てデータをダウンロードし、入力したものをプリントアウトして提出してください。調査書のみ原本が必要です。

6.【手続き②】申込サイト（スカラネット）入力について

出願時（手続き①）にスカラネット入力の ID/PW とともに「奨学金確認書兼地方税同意書」をお渡しします。期間内にスカラネットの入力を完了させてください。（入力完了後、受付番号が表示されます。本人控として大切に保管してください。）奨学金申込み入力が完了すると、マイナンバー入力用画面に遷移します。本人、生計維持者のマイナンバーを入力してください。無職の場合（専業主婦・退職者など）でも生計維持者といえます。

【よくある質問】

Q.マイナンバーカードを持っていません

A.カードが発行されていなくても日本に住民登録をしていれば全員マイナンバーが付与されています。

「通知カード」、「個人番号通知書」、または「マイナンバーが記載された住民票の写し及び住民票記載事項証明書」により確認できます。

Q.本人および生計維持者が海外在住等でマイナンバーでの住民税情報が取得できません

学生センター窓口へご相談ください。必要書類を案内します。マイナンバーをお持ちでも日本での住民税情報が取得できない場合は別途、収入等を証明する書類提出が必要です。

秋募集は **2026 年度住民税情報（2025 年の所得金額による）** で家計審査されます。転入・転出時期にご注意ください。

7.【手続き③】「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送について

出願の際、窓口でお渡しする「奨学金確認書兼地方税同意書の送付セット」（黄緑色 A4 サイズ）内に専用封筒が入っています。必着日に間に合うよう、専用封筒に入れ、簡易書留（郵便局窓口での手続き）で日本学生支援機構に送付してください。こちらの書類の送付がない場合、選考ができず採否ができません。

8. 採用決定通知・奨学金振込日

採否結果については、My Sophia（個人呼び出し）で通知します。日本学生支援機構より奨学生証等が届きましたら再び My Sophia で今後の手続きについてお知らせします（多子世帯で授業料減免のみの場合も奨学生証が交付されます）。また授業料減免に関しては「授業料等減免認定結果通知書」をお渡しします。

	採用通知 (My Sophia)	給付初回振込日※
秋募集	12 月初旬	12/11（金）

※ I 区分～IV 区分（多子）該当者のみ

※授業料減免については別途案内いたします。

9. 授業料減免について

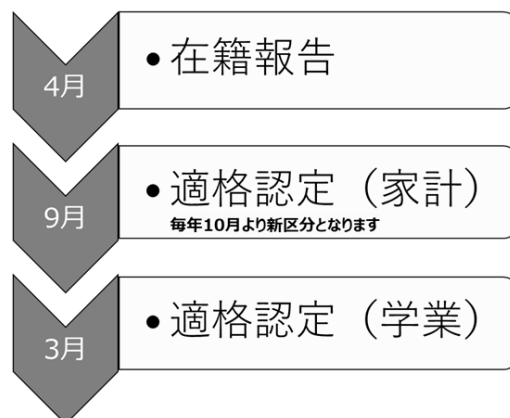
別紙「2026 年度（令和 8 年度）秋募集 高等教育の修学支援新制度（授業料減免）について」を参照してください。

10. 採用後の留意事項

本奨学金に採用になると、給付奨学金に関するもの、授業料減免に関するものと 1 年を通して様々な手続きが義務付けられます。

どの手続きも定められた期日に行わない場合、奨学金の交付が保留されます。手続き方法はその都度 My Sophia> 大学からのお知らせもしくは個人呼び出しに掲載します。見逃すことの無いようにしてください。

- ・ 給付奨学金および授業料減免は、標準修業年限を超えて支援を受けることができません。



11. 適格認定について

採用後の当制度による支援継続については、毎年 2 回の適格認定があります。

○適格認定（家計）

毎年、家計による支援区分の見直しが 9 月にあります。審査は前年 1 月～12 月までの所得および住民税情報をもとに日本学生支援機構が審査します。マイナンバー情報での審査になりますので、これに伴う学生の手続きは原則ありません。今回の秋募集で採用となった方は、2027 年 9 月に家計の適格認定が行われ、2027 年 10 月以降の支援区分が決定します。

○適格認定（学業等）

学年末の学業成績をもとに、学業における適格認定を行います。成績不良や学修意欲が見られない場合は、その後の支援が停止または廃止となる可能性があります。場合によっては、返還が求められることもあるので注意が必要です。支援継続のために、まずは授業にしっかり出席し、日本学生支援機構が定める学業成績基準を満たしている必要があります。

廃止	1. 修業年限で卒業または、修了できないことが確定したとき 2. 累積修得単位数が標準単位数の 6 割以下であるとき 3. 警告区分 1. に 2 年連続該当するとき
停止	2 年連続警告判定となり、2 回目の警告が警告区分 2. のみに該当するとき 次回判定時：継続→支援再開 継続以外→廃止
警告	1. 累積修得単位数が標準単位数の 7 割以下であるとき 2. GPA が学科における下位 4 分の 1 の範囲に属するとき

12. 他財団の給付奨学生について

学外財団などの給付奨学金を受給している場合、給付奨学金との併給可否を確認する必要があります。

該当する学生は受給している財団に確認をし、学生センター経済支援⑩番窓口まで申し出てください。

給付奨学金のみを併給不可としている場合、給付奨学金を停止することになります。ただしこの場合でも給付奨学生としての資格は失わず、授業料減免の支援はあります。

【問い合わせ先】

上智大学 学生センター経済支援担当（2 号館 1 階）

窓口受付時間：平日（午前）10:00 - 11:30 （午後）12:30 - 15:30

電話受付時間：平日（午前）10:00 - 11:30 （午後）12:30 - 17:00

10 番窓口（授業料減免）：03-3238-3523

11 番窓口（日本学生支援機構）：03-3238-3886

共通メールアドレス：scholarship-co@sophia.ac.jp